

平成二十七年内閣府令第十号

食品表示基準

第三章 生鮮食品

第一節 食品関連事業者に係る基準

第二款 業務用生鮮食品

(表示禁止事項)

第二十八条 食品関連事業者が販売する業務用生鮮食品の容器包装、送り状、納品書等又は規格書等への表示が禁止される事項については、第二十三条第一項の規定を準用する。